

参考

農用地利用集積等促進計画に関する説明書（所有者用）

1 登記事項

表題部

甲 区

乙 区

表題部

甲 区

乙 区

●貸借が進んだ際には当書類が貸し手に送付されます。
 この書類が送付されたら、**2 ページ目一番下の「 」内に必要事項を記載及び押印後、2 週間以内に**高槻市街にぎわい部農林緑政課（高槻市桃園町 2-1 高槻市役所総合センター9階）まで提出してください。※認印可

●8～14 について、貸借にかかる説明事項なので、内容を確認しておいてください。

2 貸借借

貸し手（所有者）

借り手（農地中間管理機構）

住所	0	所在地	大阪市中央区南本町二丁目1番8号
氏名	0	名称	一般財団法人大阪府みどり公社
電話番号	0	代表者	理事長 南部 和人

土地の所在地	現況地目	貸借地積	権利の種類
	0	0 m ²	
	0	0 m ²	
	合計	0 m ²	

3 利用権設定内容(当機構を介するもの)

利用権設定始期	令和5年10月1日			
利用権設定終期	令和15年9月30日 (10 年)			
支払額	農地借賃	水利費(※時点)	賦課金(※時点)	合計
年額	0 円	0 円	0 円	0 円
初年度	0 円	0 円	0 円	0 円
毎年度	0 円	0 円	0 円	0 円
最終年度	0 円	0 円	0 円	0 円
合計	0 円	0 円	0 円	0 円
支払方法	使用貸借			

※ 変更があるときは調整する場合があります。また、解約等により転借人が不在となる期間の水利費及び賦課金は、所有者に負担して頂くことになります。

4 農業用施設等の現況及び利用可否

小屋	有・無	使用可・使用不可
ハウス	有・無	使用可・使用不可
果樹	有・無	使用可・使用不可
その他		

農業用施設等が使用可の場合、転借人から使用の申出があった際は、協議に応じて頂くようお願いします。

5 用水等の利用について

用水源	有・無	隣接水路から給水可能
水利費	有・無	〇〇〇〇 円/年
負担者	転借人	
支払方法	転借人→水利組合	
利用期間	水路からの利用は6～10月に限る 上記以外の時期は雨水利用	
その他		

解約等により転借人が不在となる期間の水利費は、所有者に負担して頂くことになります。

6 地域の取り決めについて

賦課金	有・無	- 円/年
負担者	—	
支払方法	—	
共同賦役	有・無	年1回
負担者（参加者）	転借人	
負担金	参加しなかった場合： ○○○○ 円/回	
負担金の支払方法	転借人→水利組合	
その他	転借人は周辺農地利用者に配慮し、畦、法面の草刈り、保安全管理を行う。 住宅地に隣接するため、野焼き、早朝の刈払い機の使用は禁止。	

解約等により転借人が不在となる期間の賦課金及び共同賦役は、農地所有者に負担（参加）して頂くこととなります。

7 農業用施設等の設置可否

小屋の設置	認める ・ 認めない
ハウスの設置	認める ・ 認めない
果樹の栽培	認める ・ 認めない
その他	

「認める」の場合でも、農用地利用集積等促進計画 共通事項「附属物の設置等」に基づく手続きが必要と転借人に説明します。

所有者及び転借人の二者で「確認書」を交わし、その写しを大阪府みどり公社に提出して下さい。

8 災害時に関する説明

- 災害などの転借人及び大阪府みどり公社に帰責事由がない土地の損耗については、所有者が自らの費用負担にて修繕及び改良を行うこと。ただし、必要に応じて修繕方法等について所有者及び転借人、大阪府みどり公社の三者で協議する。

9 再設定に関する説明

- 再設定時には事前に（約6か月前）協議すること。

10 解約に関する説明

- やむを得ない事由がない限り原則中途解約できないこと。
- 所有者から解約を希望される場合、解約日の6か月前までに申し出る必要があり、転借人の同意が必要である。解約された場合、未経過期間に対応する賃借料を所有者はみどり公社に対して返金しなければならない。
- 転借人から解約を希望する場合、解約日の6か月前までに申し出、関係機関と協議の上、解約することがある。
- 利用権設定後、貸借前には把握し得なかった事象が発見され、効率的な利用が困難と判断される場合は、所有者は解約に応じるものとする。

11 利用権の解除に関する説明

- 6か月を経過しても当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないとき、利用権を解除することがある。
- 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき、解除できる。

12 地役権に関する説明（該当農地 ○○番）

該当しない場合は削除し、以降の番号を繰り上げる。

- 電線の支持物を除く電線路を設置（張替増強等を含む）すること及びその保守運営のための土地入りもしくは通行の認容並びに電線路の最下垂時における電線の高さから3.75mを控除した高さを超える建造物及び工作物の築造ならびに爆発性可燃性を有する危険物の製造・取扱い・貯蔵その他電線路に支障となる立竹木の植栽禁止。
- 地役権設定者から誓約書の提出を求められることがある。

13 その他

- 所有者の連絡先等が変更になった場合は、速やかに連絡すること。
- 所有者が当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- 相続税納税猶予の適用を引き続き受けるには、利用権の設定を行った日から2ヶ月以内に、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を税務署に提出する必要があります。

14 添付書類

- 農用地利用集積等促進計画書（案）

納税猶予農地で引き続き猶予を受ける場合の注意事項（2か月以内に税務署への届け出が必要）。
該当しない場合は削除。

上記について説明を受け、この説明書及び添付書類を受領しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

印